

注：・国際出願（マドプロ出願）は、国内出願又は登録をベースとした出願です。

・国内出願の直後に国際出願することも可能ですので、国内、国際出願について以下の手順が同時進行する場合があります。

・以下、お客様のご要望等により、①と②の順番が前後する場合や②が省略される場合があります。

①商標の内容提示

お客様から、以下をご提示いただきます（電子メール、電話、FAX等により）。

（お客様からのお問い合わせの時点でご提示いただいているものを除く）

1. 登録希望の商標（トレードマーク）

単なる文字商標の場合はその文字をご提示いただき、ロゴ（文字をデザイン化したもの）や図形が含まれる場合には商標全体の画像データをご提示いただきます（すなわち、画像データを送っていただく）。

2. 商標を使用する商品やサービス

商標を使用する商品やサービスをご提示いただき、少なくとも対象区分を把握します。

例えば、会社の業務全体に関わる場合には、業務内容を把握するために会社の全部事項証明書（写し）を送っていただき対象区分を把握することもあります（場合によっては弊所で登記所から取り寄せます）。

なお、区分内の指定商品・役務の具体的内容は、以下の③のご入金後に弊所より開示します。

3. 出願する国（国際出願の場合のみ）

↓

②見積書の送付

①に基づき、見積書（商標調査費用および出願時費用の2つ）をお客様にお送りします（電子メールにより）。上記2つの合計は約50,000円です（印紙代が増える場合を除く）。

なお、国内、国際出願の同時進行の場合であっても国内と国際とは別の見積書となります。

（あくまでも、出願時の見積りであって、拒絶対応費用、登録時の費用とは別となります）

また、④の商標調査の結果次第で区分数が減少する場合がありますため、必ずしも出願時費用の見積額は、実際の請求額とは一致しない場合があることをご了承ください。

↓（②についてお客様からご了承をいただいた場合）

③商標調査費用のご入金

お客様に、以下の商標調査費用をご入金いただきます。

（先ず、弊所から請求書を電子メールでお送りします）

基本的に商標毎に調査費用は15,000円です。しかし、複数商標を一度に出願する場合でそれら

が互いに関連する（例えば類似する）場合は、各商標毎の調査の手間が省かれるため、関連する商標一括で 15,000 円です。

↓

（次ページへ続く）

④商標調査の実施

弊所が商標調査を行い、登録される可能性についてコメントします（電子メール、電話等により）。

なお、国際出願の様に多国に出願する場合には国ごとの登録可能性を調査し、コメントします。

↓

⑤出願するか否かの決定

④に基づき、弊所とおお客様との話し合いにより、出願するか否か、または、出願する場合であっても出願すべき区分等を決定します（電子メール、電話等により）。

↓（⑤において、出願することに決定した場合）

⑥出願時費用のご入金

お客様に、見積書に基づき出願時費用をご入金いただきます。

（先ず、弊所から請求書を電子メールでお送りします）

日本国出願の場合、1 区分の出願で 35,000 円（印紙代 12,000 円+弊所費用 23,000 円）。区分が増えることに印紙代だけ 8,600 円追加となります。

上記で 2 件以上の関連した商標（対象商品／サービスが共通する場合など）を同時にご依頼の場合、2 件目以降は調査費用 0 円、出願時の弊所費用は半額とします。

なお、20 万円以上のご請求額など金額が大きい場合にはお客様のご要望により、分割してご入金いただくことも可能です。

↓

⑦必要書類のご送付と出願書類（願書）の提示

出願に際しての必要書類がある場合には、この時点で電話・電子メール等でお知らせしますので、必要書類を電子メール等でご送付願います（原紙が必要な場合にはご郵送いただきます）。

また、出願書類（願書）を弊所で作成し、お客様にご提示、了承をいただきます（電話・電子メール等により）。

なお、日本国出願後の国際出願の様に、過去に出願した内容と同じ内容の場合には、出願書類の改めてのご提示はいたしません。

↓ (⑦で必要書類を入手し、出願書類についてご了承をいただいた後)

⑧出願

弊所でお出し、出願した証明（プルーフ）をお客様にご送付します（電子メールにより）。

以上